

答 申 第 3 0 号  
( 諮 問 第 2 8 号 )

平成 2 7 年 3 月 1 3 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

平成 2 6 年 7 月 2 8 日付け鎌政第 8 1 号で諮問のあった下記の事案  
について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立てについて

## 1 審査会の結論

平成26年6月9日付けで異議申立人が行政文書公開請求した「24鎌経第946号（文書番号）決裁日：平成25年1月23日付『平成25年度起業支援型雇用創造事業の必要額調査等について』の添付書類の『平成25年度起業支援型雇用創造事業の必要額（平成25年度実施分）』の事業名『特産品販売サイト関連事業』の事業額600万円の根拠を示す起案文書一式」について実施機関鎌倉市長が平成26年6月23日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

## 2 異議申立ての主張の要旨

### (1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成26年6月9日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「24鎌経第946号（文書番号）決裁日：平成25年1月23日付『平成25年度起業支援型雇用創造事業の必要額調査等について』の添付書類の『平成25年度起業支援型雇用創造事業の必要額（平成25年度実施分）』の事業名『特産品販売サイト関連事業』の事業額600万円の根拠を示す起案文書一式」について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、平成26年6月23日付け鎌倉市指令政第7号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 異議申立書の提出等

異議申立人は、本件処分に対し、平成26年6月27日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、異議申立てを行った。

### (2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

### (3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成26年9月4日付けで提出された意見書及び平成27年2月23日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 行政文書不存在の理由は、「『平成25年度起業支援型雇用創造事業の必要額（平成25年度実施分）』の事業名『特産品販売サイト関連事業』の事業額600万円については、口頭による聴き取りを基に概算を経営企画課へ報告を行ったことから、起案及び決裁行為は行っておらず、このため起案文書については物理的に存在しません。」としているが、理由付記としては、必要かつ十分条件を満たしておらず違法不当である。

イ 鎌倉市行政文書管理規則（以下「規則」という。）第3条第1項において「事務処理に当たっては、処理の内容（行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を行政文書として記録しなければならない。ただし、事務処理に係る事案が軽易な場合は、この限りではない。」としている。この規則に照らせば、本件請求対象文書は軽易とは言えず、対象文書が不存在であることは不当である。

### 3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

平成26年8月29日付けで提出された行政文書不存在決定理由説明書及び平成27年2月23日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、次のとおりである。

(1) 理由の付記については、条例第10条第2項では、「前項の場合において、公開決定等の内容が公開請求に係る行政文書の全部を公開するとき以外は、その理由を併せて通知しなければならない（以下略）。」と規定しているが、理由を付記する場合の要件までは規定していない。

本件理由付記では、「口頭による聴き取りを基に概算を経営企画課へ報告を行ったことから、起案及び決裁行為は行っておらず、このため起案文書については物理的に存在しません。」として本件請求対象文書が不存在である具体的理由を記載しており、異議申

立人の主張は失当である。

- (2) 本件請求に記載の「平成 25 年度起業支援型雇用創造事業の必要額調査」については、事業を実施するために神奈川県が各事業の概算を把握することにより基金の配分に活用するためのものであり、事業を実施するためのものではない。事業を実施するために見積書を取得する際には、決裁行為を経て、これを依頼することもあるが、本件においては特に事業実施に直接関わるものではなく、概算を求めるものであったことから、決裁行為を伴わず、口頭により事業の概算について確認を行った。よって、本件請求対象文書は物理的に不存在である。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

- (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、国の緊急経済対策による企業支援型雇用創造事業が創設されるにあたり、県が行った事業希望調査に対して市が回答した事業の事業額 600 万円の根拠を示す起案文書である。

当審査会は、本件請求対象文書について行政文書不存在とした実施機関の処分について、以下、検討する。

- (2) 行政文書不存在について

異議申立人は、本件処分は規則第 3 条第 1 項に規定する軽易な場合には該当せず、本件請求対象文書が不存在であることは不当であり、起案文書を作成すべきであると主張する。また、不存在処分理由についても、理由付記の要件を欠き不当であると主張する。

これに対して、実施機関の処分理由説明によると、本件積算額については、特に事業実施に直接関わるものではなく、事業費の概算を求めるのみであったことから、決裁行為を伴わず、口頭による概算の確認を行った。よって、本件請求対象文書は物理的に不存在であると主張する。

鎌倉市契約規則第 35 条第 3 項によると、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約及び見積に必要な事項を示し、

原則として2人以上から見積書を徴さなければならないとされている。しかし、実施機関の処分理由説明及び本件請求以前に公開された行政文書「24鎌経第946号（文書番号）決裁日：平成25年1月23日付『平成25年度起業支援型雇用創造事業の必要額調査等について』」について実施機関に確認したところ、前記調査は、国の補正予算成立前に、神奈川県がすみやかに交付金を内示するために行われた調査であって、補助金事業の全体像を把握するために、県内全体での事業数と事業額を把握することを目的とするものとのことであった。このことから、この調査への回答は事業の実施を担保するもの及び契約締結のためのものではなく、事業費の概算費用を確認するためのものであることが認められる。このため、実施機関が口頭で概算費用の確認を行い、本件請求対象文書を作成していないとする実施機関の説明は、不合理とは言えない。

以上のとおり、本件請求対象文書を作成していないとする実施機関の説明には、特段の不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の説明を覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められないことから、本件請求対象文書が物理的に存在することは確認できなかった。

また、異議申立人は、理由付記についても不当であると主張しているところ、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、行政文書不存在決定通知書に付すべき理由は、請求者において、不存在である具体的な理由が、そもそも請求対象文書を作成または取得していないのか、存在はしたが保存年限が経過したため廃棄したのかなど、なぜ行政文書が存在しないのかを了知し得るものでなければならないと認められる。

本件処分による理由付記では、本件請求対象文書を保有していない理由について、そもそも請求対象文書を作成していないことが明記され、また、作成していない理由についても特段、不自然、不合理な点は見当たらず、不備はないといえる。

なお、異議申立人は、実施機関の事務処理が不適切である旨主張している。しかし、当審査会は、実施機関の処分の妥当性について調査、審議する機関であり、実施機関の事務処理の適否を判

断する機関ではないので、異議申立人のこの点における所論は失当であり結論には影響しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

### 処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 6 / 6 / 9	行政文書公開請求書が提出される
6 / 2 3	行政文書不存在決定通知書送付
6 / 2 7	異議申立書が提出される (担当課：政策創造担当)
7 / 2 8	審査会に対し諮問
8 / 4	実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明書の提出要請
8 / 2 9	行政文書不存在決定理由説明書を受理
9 / 3	異議申立人に対し、行政文書不存在決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
9 / 4	異議申立人から意見書を受理
9 / 8	実施機関に意見書(写)送付
2 7 / 2 / 2 3	第62回審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述) (実施機関からの口頭による決定理由説明)
3 / 1 3	第63回審査会で審議
3 / 1 3	答申